

堺市が実施する生活保護施設等指導監査事項

主眼事項	着眼点	適	否	口頭	文書	備考
第1. 適切な入所者処遇の確保	施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するように配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。	/	/	/	/	
1. 入所者処遇の充実	(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。 ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえた上で策定され、必要に応じて見直しが行われているか。 イ 処遇計画は、医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを心得て策定され、かつその実践に努めているか。 ウ 入所者の処遇記録等は整備されているか。 エ 身体拘束や権利侵害等が行われていないか。 (2) 機能訓練は、必要なものに対して適切に行われているか。 (3) 適切な給食を提供するように努めているか。 ア 必要な栄養所要量が確保されているか。 イ 嗜好調査、残食(菜)調査、検査等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。 ウ 検査は適切な時間に行われているか。(原則として食事前となっているか。) また、各職種職員の交代により実施されているか。 エ 入所者の身体状態に合わせた調理内容となっているか。 オ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。(特に夕食時間は早くても17時以降となっているか。) カ 保存食は、一定期間(2時間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。 キ 食器類の衛生管理に努めているか。 ク 給食関係者の検便は適切に実施されているか。 (4) 適切な入浴等の確保がなされているか。 入所者の入浴又は清拭は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。 (5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。 排泄の自立について、その努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。 また、喚起、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。 (6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるように努めているか。 起床後着替えもせずに寝巻のままとなっていないか。 (7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 感染症等の予防対策は、適切に行われているか。 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。 イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。) また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。 ウ 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。 また、医療機関との長期的な協力体制が確立されているか。 (8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。 (9) 家族との連携に積極的に努めているか。 また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。 相談に対して適切な助言、援助が行われているか。 (10) 居宅生活への移行が期待できる者や通所事業の実施に当たっては、実施機関及び家族との連携を図るなど適切に対応されているか。 (11) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 (12) 実施機関との連携が図られているか。 入所者の入退所及び処遇計画策定の際に、必要に応じ実施機関との連携を図っているか。 (13) 子どもに係る給付金として支払を受けた金銭の管理が適切に行われているか。					

主眼事項	着眼点	適	否	口頭	文書	備考
2. 入所者の生活環境等の確保	施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。					
	ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。また、障害に応じた配慮がなされているか。					
	イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。					
	ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、喚起、採光及び証明は適切に なされているか。					
	エ 各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者のプライバシーが守られるよう配慮されているか。					
	オ 居室、便所等必要な場所にナースコールが設置され、円滑に作動するか。					
3. 自立、自活等への支援援助	入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。	/	/	/	/	
	(1) 救護・更生施設関係					
	ア 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練や作業は、入所者の状況に即した自立支援のための計画が作成され適切に実施されているか。					
	イ 施設からの退所が可能な者について、保護の実施機関と調整の上、他法他施策の活用が検討されているか。					
	ウ 入所者の個別の状況の変化等について、保護の実施機関に随時連絡が行われているか。					
	(2) 授産施設関係					
	ア 利用者ごとに自立支援のための計画と実施方法を組織的に検討し、適切に実施されているか。					
	イ 作業環境、安全管理は適切に行われているか。					
	ウ 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。また、作業能力評価が適切に行われ、必要に応じ授産科目の見直し等が行われているか。					
	エ 利用者の作業記録が適切に記録されているか。					
	オ 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。					
	カ 工賃の支払いは適正に行われているか。					
第2. 社会福祉施設運営の適正実施の確保	健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うように努めているか。	/	/	/	/	
1. 施設の運営管理体制の確立	(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。					
	(2) 必要な諸規定は、整備されているか。管理規定、経理規定等必要な規定が整備され、当該規定に基づいた適切な運用がなされているか。					
	(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。					
	(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。					
	ア 通所事業等を実施するに施設にあっては、指導員等の加配が行われているか。					
	イ 各種加算に見合う職員が配置されているか。					
	(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。					
	(6) 施設長に適任者が配置されているか。					
	ア 施設長の資格要件は満たされているか。					
	イ 施設長は専任者が確保されているか。施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。					
	(7) 生活指導員の資格要件は満たされているか。					
	(8) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。					
	(9) 施設設備は、適正に整備されているか。また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。					
	(10) 運営費は適正に運用され、また弾力運用も別途通知に基づき適正に行われているか。					
	(11) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。					
(12) その他の施設運営に関する事項						
ア 施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。						
イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。						
2. 必要な職員の確保と職員処遇の充実	(1) 適切な給与水準の確保					
	ア 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。					
	イ 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準と比較して極めて高額となっていないか。					
ウ 給与規定に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種手当の支給は適正に行われているか。また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。						

主眼事項	着眼点	適	否	口頭	文書	備考
	(2) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 週40時間の労働時間が守られているか。 ウ 各種休暇等の取扱いは、適切に行われているか。 エ 夜勤、宿日直の取扱いは、適切に行われているか。 オ 介護員等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消について努力しているか。 カ 職員への健康管理は、適正に実施されているか。 なお、前年度又は当該年度において、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。					
	(3) 業務体制の確立と業務省略化の推進のための努力がなされているか。 ア 職員の掌握業務が明確にされ、それが有機的に機能しているか。 イ 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによる効率的な業務体制を確立するように努めているか。 ウ 介護機器、業務省略化機器の導入及び業務の外部委託の推進等による業務の省略化に努めているか。					
	(4) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。 ア 施設内研修及び外部研修への参加が計画的に行われているか。 イ 介護福祉士等の資格取得について配慮しているか。					
	(5) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ア 職員の計画的な採用に努めているか。 また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われているか。 イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。 ウ 職員に対するレクリエーションの実施など士気高揚策の充実に努めているか。					
3. 防災対策の充実強化	防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づく、スプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。 例えば、風水害の場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」等の緊急度合に応じた複数の避難先が確保されているか。 ウ 非常食等の必要な物資が確保されているか。 エ 救護施設等が定める非常災害に対する具体的な計画(以下、「非常災害対策計画」という。)が作成されているか。 また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対応できるものであるか(必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない)。 オ 非常災害対策計画には、以下の項目が盛り込まれているか。また、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものであるか。(施設が所在する都道府県等で防災計画の指針等が示されている場合には、当該指針等を参考の上、実効性の高い非常災害対策計画が策定されているか。) 【具体的な項目例】 ・ 救護施設等の立地条件(地形等) ・ 災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等) ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等) ・ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等) ・ 避難場所(市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース等) ・ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等) ・ 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩)等) ・ 災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ・ 関係機関との連携体制 カ 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。 また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。 キ 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。 ク 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか。 なお、前年度又は当該年度において、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。					
第3. その他	上記第1及び第2のほか「堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月14日条例第56)を遵守できているか。					